



18 環 保 第 1 4 4 5 号
平成 1 8 年 1 2 月 1 1 日

福島県環境審議会長 様

福島県知事



ダイオキシン類対策特別措置法第 2 9 条の規定に基づく
ダイオキシン類土壤汚染対策地域の指定について（諮問）

このことについて、ダイオキシン類対策特別措置法（平成 1 1 年法律第 1 0 5 号）第 2 9 条第 3 項の規定に基づき、下記事項について貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

次の区域をダイオキシン類土壤汚染対策地域として指定することについて

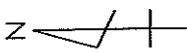
地 番	双葉郡大熊町大字小入野字東平 1 6 0 番 3、同 1 6 1 番 1、同 1 6 1 番 3、同 1 6 3 番 1、同 1 6 3 番 3、同 1 6 4 番、同 1 6 5 番、同 1 6 6 番、同 1 4 6 番、同 1 4 8 番、同 1 4 9 番及び同 1 5 2 番 4 の一部並びに同 1 6 2 番 1 及び同 1 6 2 番 3 の全部 (別図のとおり)
面 積	8, 9 6 9. 6 3 m ²

2 諮問理由

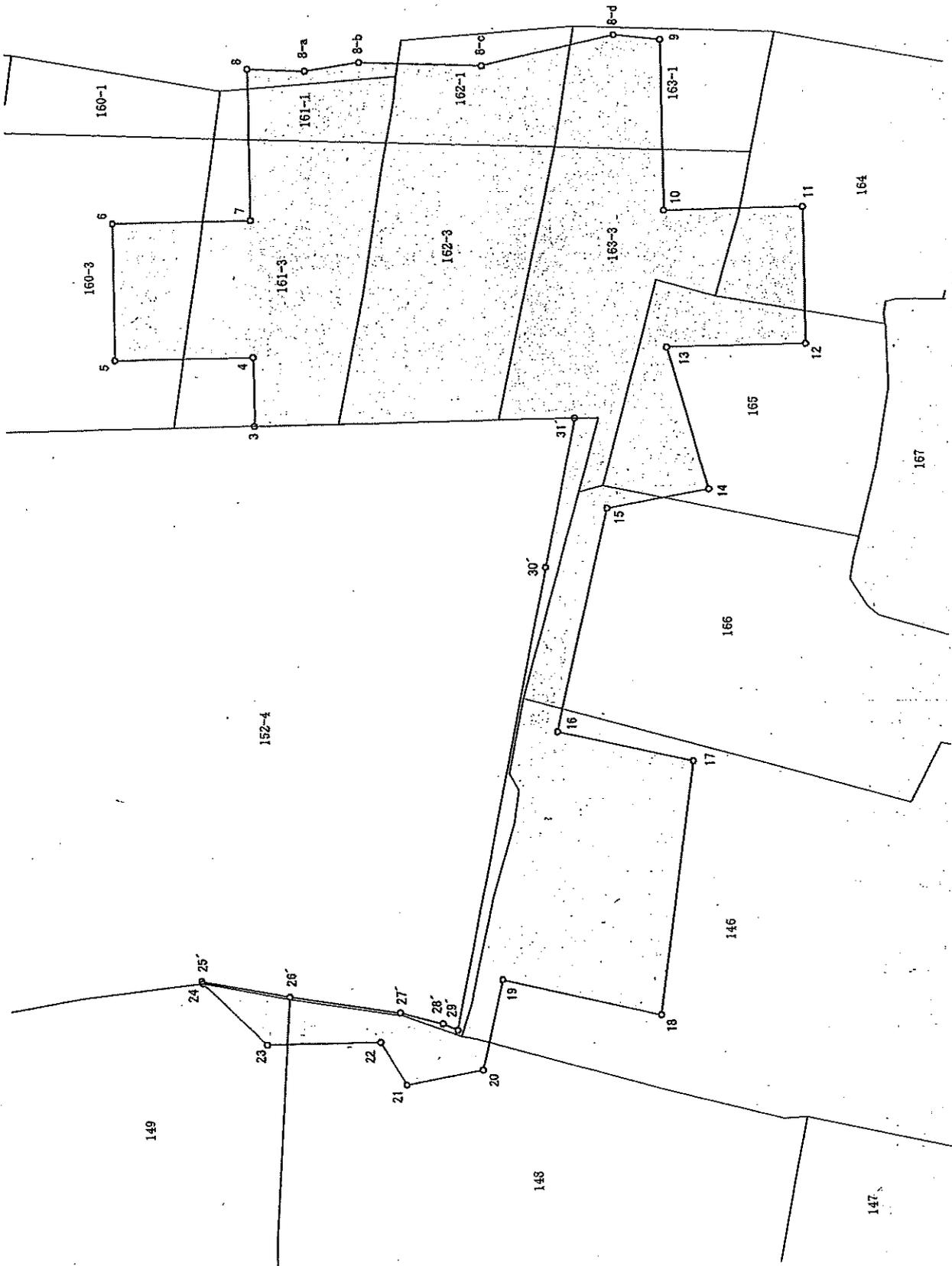
当該地域のダイオキシン類による土地の汚染の状況は、土壤の汚染に関する環境基準（1,000pg-TEQ/g）を満たさない地域であって、当該地域の土壤のダイオキシン類による汚染の除去等を行う必要があるものとしてダイオキシン類対策特別措置法施行令第 5 条で定める要件に該当するため。

別 図

面積 8969.63 m²



S=1:1000



双葉郡大熊町大字小入野地内におけるダイオキシン類土壤汚染の概要

1 土壤汚染の状況

(1) 概要

県内における環境中（大気、水質、土壌等）のダイオキシン類の汚染状況については、ダイオキシン類対策特別措置法第26条第1項の規定に基づき調査を行っているが、昨年9月、双葉郡大熊町大字小入野地内におけるエヌ・イー大熊(株)事業場周辺の土壌3地点から土壤環境基準（1,000pg-TEQ/g）を超えるダイオキシン類が検出された。（1,100～3,800pg-TEQ /g）

汚染が確認された地域については、汚染の判明と同時に大熊町及び周辺住民に周知し、飛散防止を図るためシートにより被覆するとともに、一般住民の立入禁止の措置を講じた。

当該汚染地域については、同法に基づき汚染範囲を特定し、土壤汚染対策を実施する必要があることから、昨年11月より汚染範囲確認調査を実施し、本年11月までに土壤汚染の範囲を特定した。

事業場 エヌ・イー大熊株式会社

双葉郡大熊町大字小入野字東平152番4

事業の内容：クリーニング業

(2) 土壤調査等の状況

H 17. 6.30 事業場周辺の土壌調査

9. 7 事業場周辺土壌調査の結果判明

（3地点で土壤環境基準を超過）

9. 9 汚染の確認地域への立入禁止の措置

11. 7～土壌汚染範囲確定調査（1回目）

H 18. 1.19 土壌汚染範囲確定調査（1回目）の結果判明

2.17～土壌汚染範囲確定調査（2回目）

3.27 土壌汚染範囲確定調査（2回目）の結果判明

5.23～土壌汚染範囲確定調査（3回目）

8.11 土壌汚染範囲確定調査（3回目）の結果判明

10.17～土壌汚染範囲確定調査（4回目）

11.30 土壌汚染範囲確定調査（4回目）の結果判明

（平面汚染範囲の特定）

(3) 調査結果

別図1のとおり、平面範囲調査（地表下0～5cm）の69地点中25地点で土壤環境基準を超過した。（1,100～7,800pg-TEQ /g）

また、深度範囲調査（地表下5～105cm）の12地点中5地点で土壤環境基準を超過した。（1,300～14,000pg-TEQ/g）

2 汚染地域の状況

汚染地域は、太平洋に面する大熊町の最東端に位置し、大熊東工業団地に隣接した山林である。（別図2）

なお、その一部は、保安林又は海岸保全区域として指定されている。

汚染地域の周辺直近には一般住宅はなく、北側の同工業団地には工場が立地している。（別図3）

ダイオキシン類土壤汚染対策地域の指定について

1 対策地域の範囲

ダイオキシン類対策特別措置法では、次の要件に該当する地域を対策地域として指定することができるとしている。

- (1) ダイオキシン類による土壤の汚染の状況が環境基準（1,000pg-TEQ/g）を満たさない地域

根拠 ダイオキシン類対策特別措置法第29条第1項

都道府県知事は、当該都道府県区域内においてダイオキシン類による土地の汚染の状況が第7条の基準のうち土壤の汚染に関する基準を満たさない地域であつて、当該地域の土壤のダイオキシン類による汚染の除去等をする必要があるものとして政令で定める要件に該当するものをダイオキシン類土壤汚染対策地域（以下「対策地域」という。）として指定することができる。

- (2) 人が立ち入ることができる地域

根拠 ダイオキシン類対策特別措置法施行令第5条

法第29条第1項の政令で定める要件は、人が立ち入ることができる地域（工場又は事業場の敷地の区域のうち、当該工場又は事業場に係る事業に従事する者以外の者が立ち入ることができないものを除く。）であることとする。

2 対策地域の設定方法

対策地域の設定は、原則として「ダイオキシン類に係る土壤調査測定マニュアル（平成12年1月環境省）」に基づき設定する。ただし、地上構造物（コンクリート壁及びフェンス）については、その外周の境界をもって線引きの境界とする。

3 対策地域の指定の公告等

ダイオキシン類土壤汚染対策地域の指定の公告は、対策地域を指定した年月日を明かにするとともに、対策区域を明示して、福島県報に掲載して行うものとする。

根拠 ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第15条第1項

法第29条第4項（法第30条第2項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、ダイオキシン類土壤汚染対策地域（以下この条において「対策地域」という。）を指定した年月日を明かにするとともに、次の各号の1以上により対策地域の区域を明示して、都道府県の広報に掲載して行うものとする。

- (1) 市町村、大字、字、小字及び番地
- (2) 一定の地物、施設、工作物又はこれからの距離及び方向
- (3) 平面図

ダイオキシン類対策特別措置法第 29 条の規定に基づく
ダイオキシン類土壤汚染対策地域指定（案）について

ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）第 29 条第 1 項の規定に基づき、下記の区域をダイオキシン類土壤汚染対策地域として指定する。

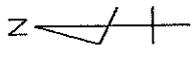
記

対策地域

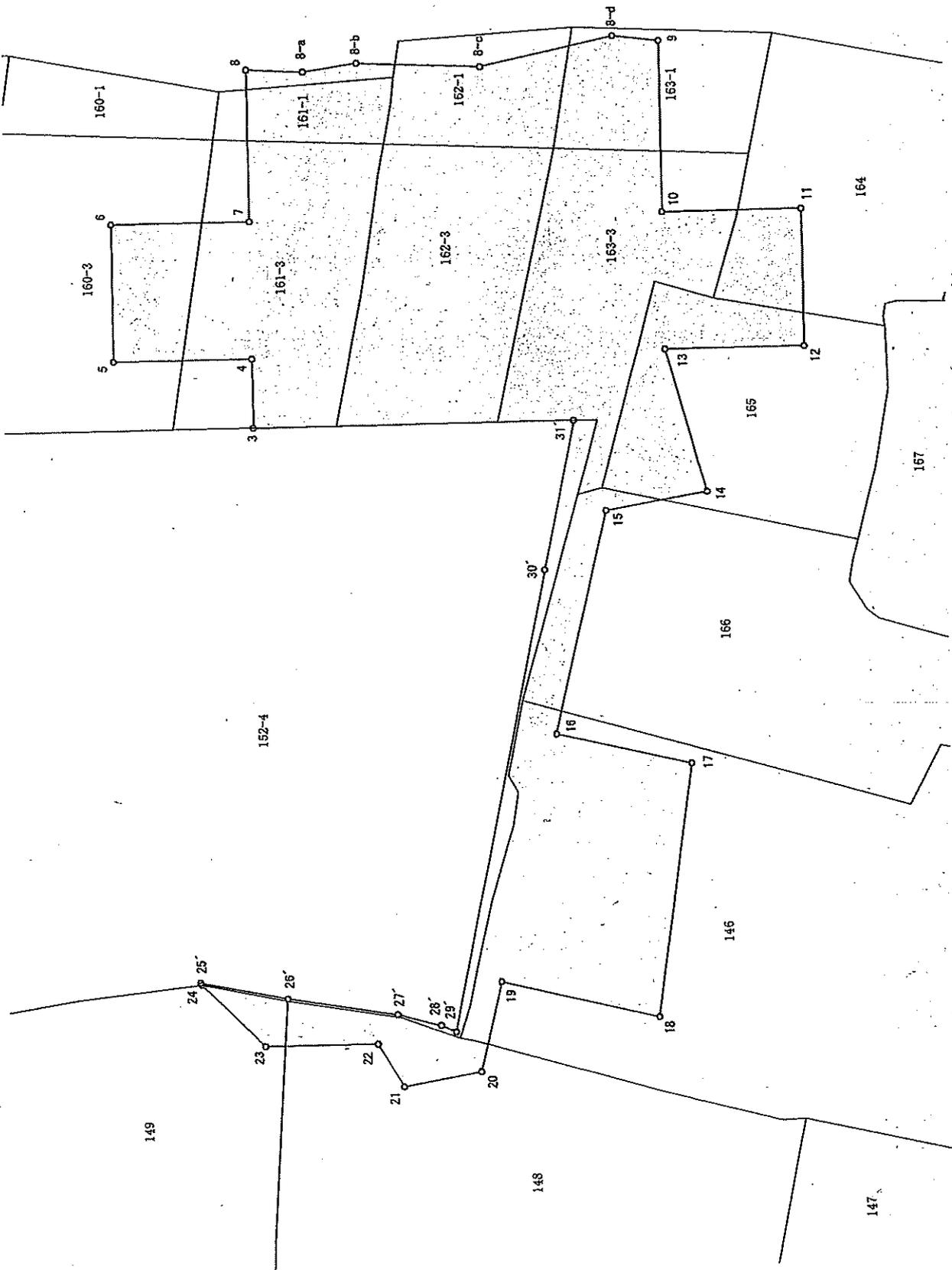
地 番	双葉郡大熊町大字小入野字東平 160 番 3、同 161 番 1、同 161 番 3、同 163 番 1、同 163 番 3、同 164 番、同 165 番、同 166 番、同 146 番、同 148 番、同 149 番及び同 152 番 4 の一部並びに同 162 番 1 及び同 162 番 3 の全部 (別図のとおり)
地 目	保安林、山林又は畑
面 積	8,969.63m ²

別 図

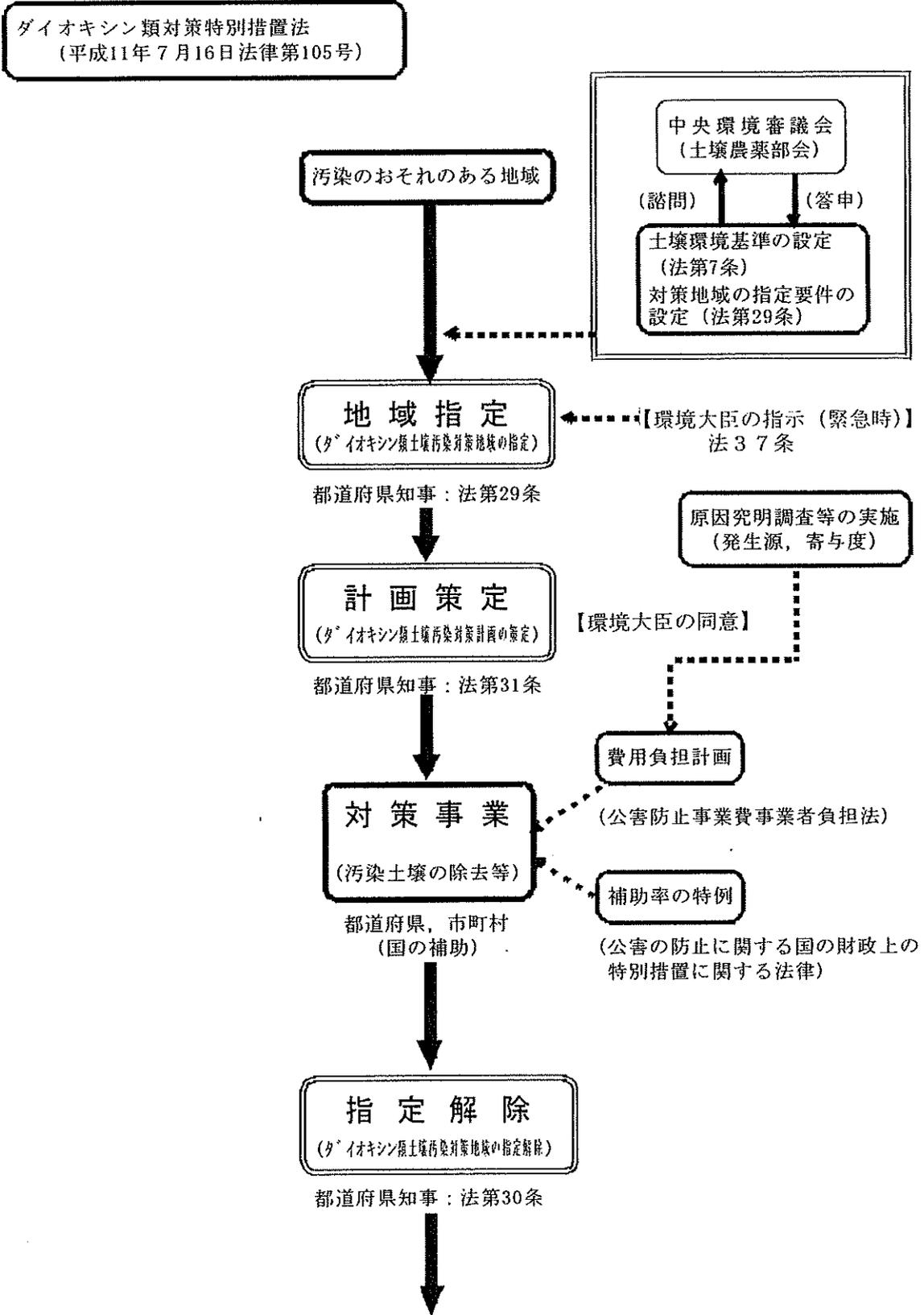
面積 8969.63 m²

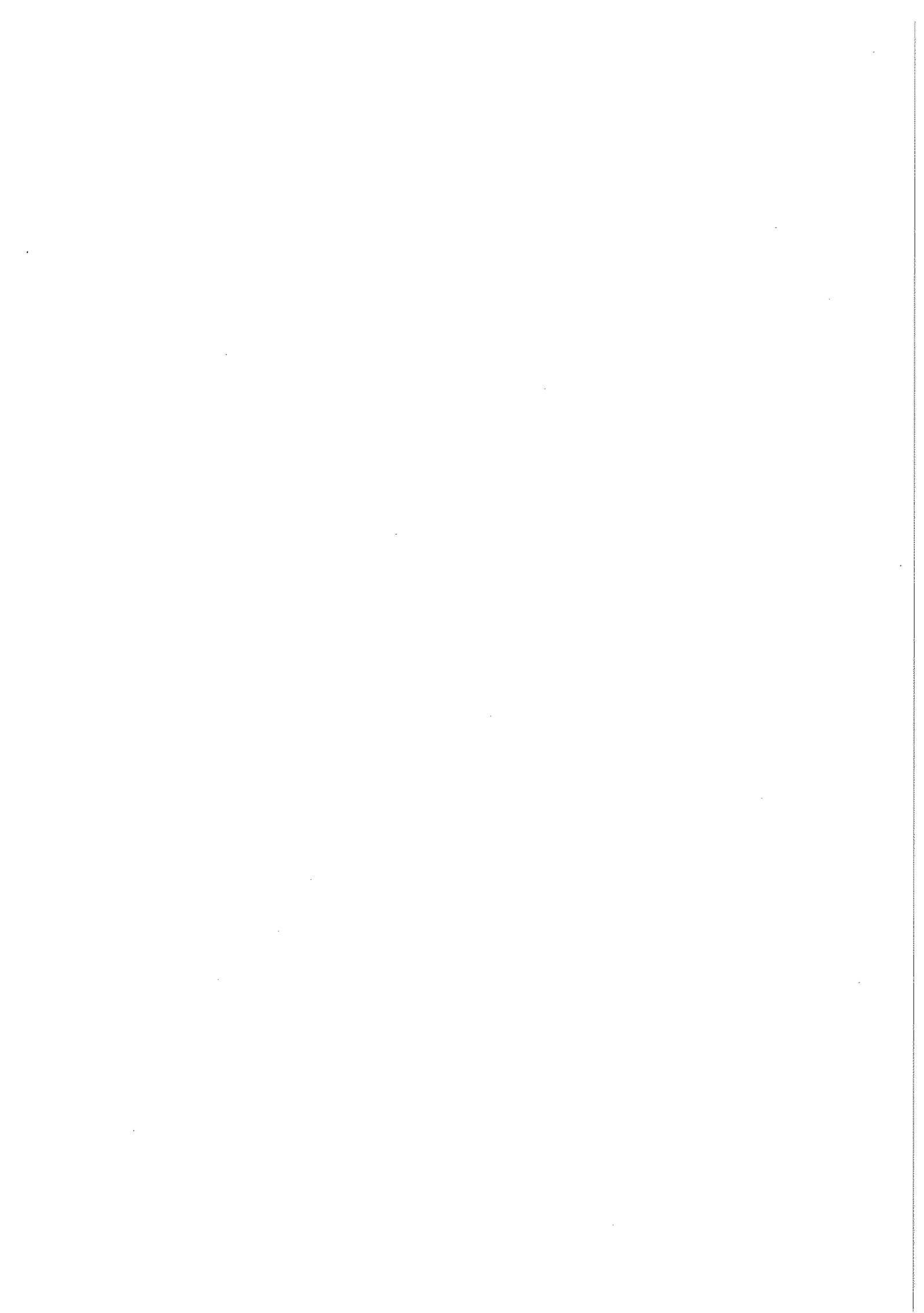


S=1:1000



ダイオキシン類対策特別措置法における土壤汚染対策





ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準

ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第百五号)第七条の規定に基づき、ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準を次のとおり定め、平成十二年一月十五日から適用する。

ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準について

ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)第7条の規定に基づくダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準(以下「環境基準」という。)は、次のとおりとする。

第1 環境基準

1 環境基準は、別表の媒体の項に掲げる媒体ごとに、同表の基準値の項に掲げるとおりとする。

2 1の環境基準の達成状況を調査するため測定を行う場合には、別表の媒体の項に掲げる媒体ごとに、ダイオキシン類による汚染又は汚濁の状況を的確に把握することができる地点において、同表の測定方法の項に掲げる方法により行うものとする。

3 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。

4 水質の汚濁(水底の底質の汚染を除く。)に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。

5 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。

6 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であつて、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

第2 達成期間等

1 環境基準が達成されていない地域又は水域にあつては、可及的速やかに達成されるように努めることとする。

2 環境基準が現に達成されている地域若しくは水域又は環境基準が達成された地域若しくは水域にあつては、その維持に努めることとする。

3 土壌の汚染に係る環境基準が早期に達成されることが見込まれない場合にあつては、必要な措置を講じ、土壌の汚染に起因する環境影響を防止することとする。

第3 環境基準の見直し

ダイオキシン類に関する科学的な知見が向上した場合、基準値を適宜見直すこととする。

別表

媒体	基準値	測定方法
大気		ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能

	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質 (水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/l以下	日本工業規格K0312に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/g以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土 壤	1,000pg-TEQ/g以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
<p>備 考</p> <p>1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。</p> <p>2 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。</p> <p>3 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。</p>		

ダイオキシン類対策特別措置法（抜粋）

第五章 ダイオキシン類により汚染された土壤に係る措置

（対策地域の指定）

第二十九条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内においてダイオキシン類による土壤の汚染の状況が第七条の基準のうち土壤の汚染に関する基準を満たさない地域であつて、当該地域内の土壤のダイオキシン類による汚染の除去等をする必要があるものとして政令で定める要件に該当するものをダイオキシン類土壤汚染対策地域（以下「対策地域」という。）として指定することができる。

- 2 環境大臣は、前項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、中央環境審議会の意見を聴かななければならない。
- 3 都道府県知事は、対策地域を指定しようとするときは、環境基本法第四十三条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関及び関係市町村長の意見を聴かななければならない。
- 4 都道府県知事は、対策地域を指定したときは、遅滞なく、環境省令で定めるところにより、その旨を公告するとともに、環境大臣に報告し、かつ、関係市町村長に通知しなければならない。
- 5 市町村長は、当該市町村の区域内の一定の地域で第一項の政令で定める要件に該当するものを、対策地域として指定すべきことを都道府県知事に対し要請することができる。

（対策地域の区域の変更等）

第三十条 都道府県知事は、対策地域の指定の要件となつた事実の変更により必要が生じたときは、その指定に係る対策地域の区域を変更し、又はその指定を解除することができる。

- 2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による対策地域の区域の変更又は対策地域の指定の解除について準用する。

（ダイオキシン類土壤汚染対策計画）

第三十一条 都道府県知事は、対策地域を指定したときは、遅滞なく、ダイオキシン類土壤汚染対策計画（以下「対策計画」という。）を定めなければならない。

- 2 対策計画においては、次に掲げる事項のうち必要なものを定めるものとする。
 - 一 対策地域の区域内にある土地の利用の状況に応じて、政令で定めるところにより、次に掲げる事項のうち必要なものに関する事項
 - イ ダイオキシン類による土壤の汚染の除去に関する事業の実施に関する事項
 - ロ その他ダイオキシン類により汚染されている土壤に係る土地の利用等により人の健康に係る被害が生ずることを防止するため必要な事業の実施その他必要な措置に関する事項
 - 二 ダイオキシン類による土壤の汚染を防止するための事業の実施に関する事項
- 3 都道府県知事は、対策計画を定めようとするときは、関係市町村長の意見を聴くとともに、公聴会を開き、対策地域の住民の意見を聴かななければならない。
- 4 都道府県知事は、対策計画を定めようとするときは、環境大臣に協議し、その同意を得なければならない。
- 5 環境大臣は、前項の同意をしようとするときは、関係行政機関の長と協議しなければならない。
- 6 都道府県知事は、対策計画を定めたときは、遅滞なく、その概要を公告するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

- 7 対策計画に基づく事業については、公害防止事業費事業者負担法（昭和四十五年法律第百三十三号）の規定は、事業者によるダイオキシン類の排出とダイオキシン類による土壌の汚染との因果関係が科学的知見に基づいて明確な場合に、適用するものとする。

（対策計画の変更）

- 第三十二条 都道府県知事は、対策地域の区域の変更により、又は対策地域の区域内にある土地の土壌のダイオキシン類による汚染の状況の変動等により必要が生じたときは、対策計画を変更することができる。
- 2 前条第三項から第六項までの規定は、前項の規定による対策計画の変更（環境省令で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

ダイオキシン類対策特別措置法施行令（抜粋）

（対策地域の指定要件）

第五条 法第二十九条第一項 の政令で定める要件は、人が立ち入ることができる地域（工場又は事業場の敷地の区域のうち、当該工場又は事業場に係る事業に従事する者以外の者が立ち入ることができないものを除く。）であることとする。

ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（抜粋）

（ダイオキシン類土壌汚染対策地域の指定の公告等）

第十五条 法第二十九条第四項（法第三十条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、ダイオキシン類土壌汚染対策地域（以下この条において「対策地域」という。）を指定した年月日を明らかにするとともに、次の各号の一以上により対策地域の区域を明示して、都道府県の公報に掲載して行うものとする。

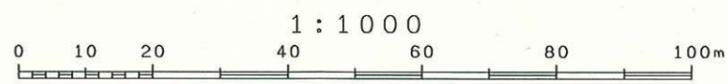
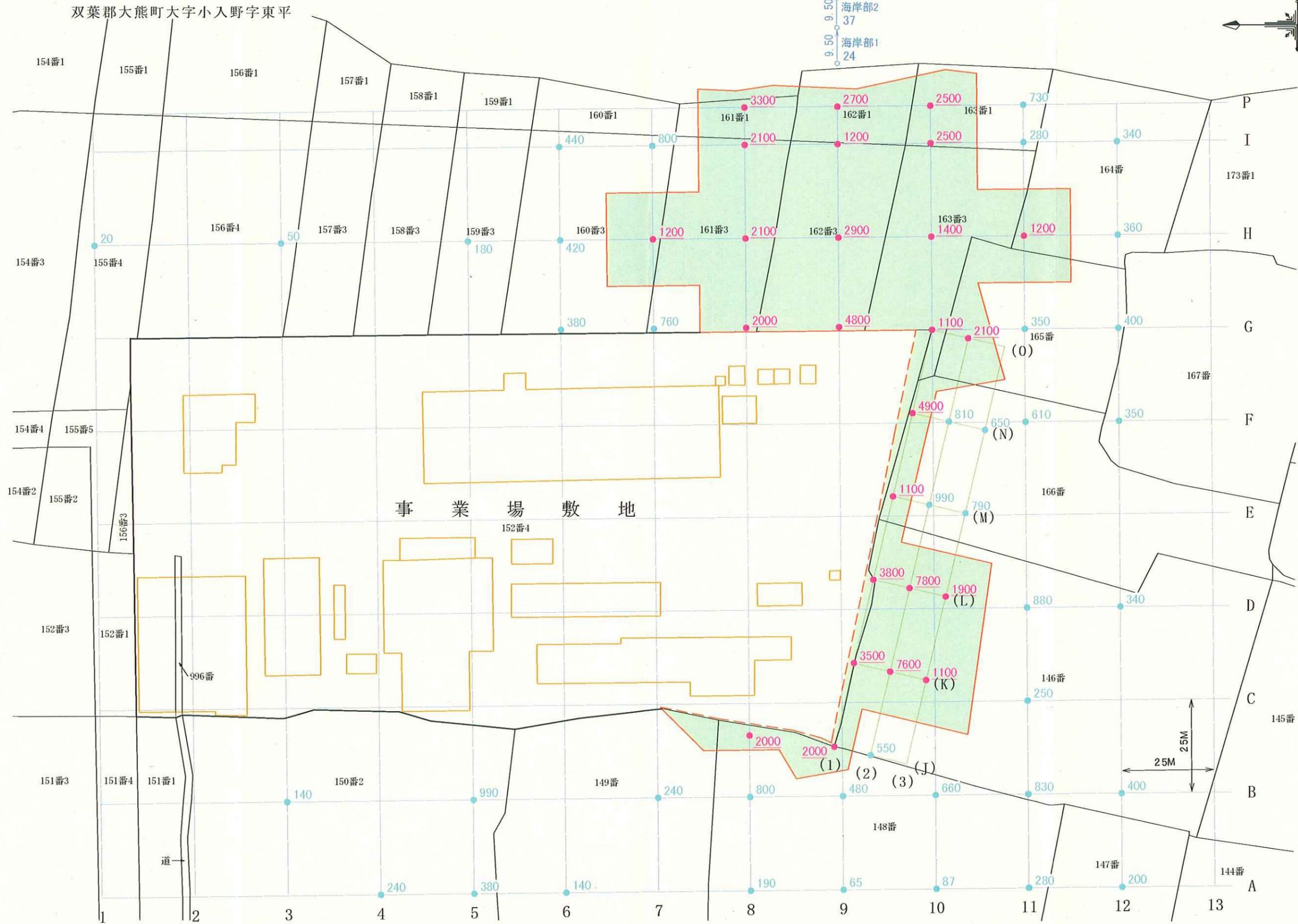
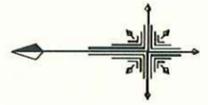
- 一 市町村、大字、字、小字及び地番
- 二 一定の地物、施設、工作物又はこれらからの距離及び方向
- 三 平面図

2 法第二十九条第四項（法第三十条第二項において準用する場合を含む。）の規定による報告又は通知は、次に掲げる事項を記載した報告書又は通知書に対策地域の区域を表示した図面を添えてするものとする。

- 一 対策地域の区域
- 二 対策地域の面積
- 三 対策地域を指定した年月日

区域調査平面図 S=1:1000

別図1



- (備考) 1 数値は、ダイオキシン類濃度を示す。(単位 pg-TEQ/g)
- 2 は汚染対策地域を示す。
- 3 - - - は事業場フェンス等を示す。

別図 3

エヌ・イー大熊(株)

